

第 14 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成28年10月27日(木)

熊谷市農業委員会

## 第14回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年10月27日(木) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年10月27日(木) 午前10時27分
- (3) 場 所 江南行政センター大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 15名
- (2) 欠席数 4名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	欠	泉 二 良	12	欠	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	欠	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地改良の届出について
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

#### 報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長 出席委員が定足数に達しましたので、只今から第14回農地部会を開会いたします。  
(森部会長)

本日の欠席委員は、1番堀重明委員、2番泉二良委員、9番菊地修一郎委員、12番鈴木吉明委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

( 「議長一任」の声あり )

議長 議長一任の声がありましたので、15番閑野高広委員、16番福田正八委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第14回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地改良の届出について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
議案第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、6件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年8月3日、石原委員、菊地委員、農業委員会事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行いました。その際、申請地及び所有地の一部に雑草の繁茂が見受けられまし

たが、その後、耕運され農地としての管理が確認できました。経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年10月11日、小林委員、福田正八委員、事務局洪澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、路面施工はコンクリート舗装されています。申請のきっかけは、申請人の子供が自己用住宅を計画したところ、農地法の手続きを取らずに進入路として使

用していたため、その部分を分筆し是正するものです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造農業用倉庫、物置が各一棟、既設の物がございませぬ。敷地拡張後の面積は、899.17㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございませぬ。申請のきっかけは、農地法の手続きを取らずに進入路として使用していたため、その部分を分筆し是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませぬか。

( 発言なし )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 次の議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3は、議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)と関連がありますので、この後、最初に同時に御審議いただきたいと思ひます。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたか、それによろしいですか。

( 「はい」の声あり )

議 長 それでは、そのように決定します。  
議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）は、2つの議案を1枚にまとめたもの別紙参考資料により説明します。なお、裏面は図面になっていますが、これにより説明します。

【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人及び譲渡人の氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

【議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、議案書に記載された内容のうち、申請者の住所・氏名、申請地の地番・公簿地目・申請面積、申請目的、建築面積、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

この申請につきまして、申請者氏が自己用住宅を計画し、親の所有農地を調べたところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに、農業用倉庫を建てて使用していたため、これを是正するものです。

資料の裏面の図面をご覧ください。左側の案内図ですが、左上の丸がありますが、こちらは個人住宅を建てる申請地です。図面の右下に丸が付いていますが、こちらにつきましては、2a未満の届出の申請地です。2a未満の詳細な図面が右側にありますが、届出地の北側が申請人の自宅となっております。こちらにつきましては、西側の道路に面したところに農業用倉庫が建てられておりまして、現在、田植機、軽トラック、農業用資材などが保管されています。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

（ 発言なし ）

議 長

特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。この2件の採決につきましては、先に違反の是正案件の2a未満の届出から行います。議案第6号農地法施行規則第29条第

1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての議案番号 3 について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての議案番号 3 以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号 1 は、農地区分は甲種農地、農振除外は平成 2 8 年 9 月 9 日で、転用該当条文は農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 2 号イです。駐車場は 4 0 台分です。路面施工は碎石仕上げで、周囲は新設の鉄筋コンクリート擁壁とフェンスの計画です。譲受人の法人は保育園を運営しておりますが、行事や保護者打合せ会などの時には駐車場が不足し、近くの道路にとめることもあり、近隣に迷惑をかけてしまっていたとのことです。申請地は保育園敷地の隣接地であり、駐車場として整備することで、近隣にも保護者にも迷惑をかけないようにしたいとのことです。

議案番号 2 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は鉄骨造平屋建倉庫既設 2 棟で、敷地拡張後の面積は 1 0, 9 0 1 m<sup>2</sup>です。周囲は既設のフェンスがございます。申請のきっかけは、譲受人の法人は冷蔵ショーケースの製造を行うため、昭和 4 9 年から申請地を含む〇〇〇、〇〇〇地内にて工場を開設し、製造してきました。本申請地については、平成 7 年に倉庫増築のため手続きを進めて



いましたが、当時の土地所有者が失踪し手続きができませんでした。その後、手続きができずに、また、相続が行われなまま来ていましたが、相続人が確定したため、今回、是正の申請が出されたものです。現在、譲受人はここで製造を行っておりませんが、貸倉庫敷地として賃貸しております。

議案番号4は、農地区分は1種農地です。農振除外は平成28年9月9日で、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ハです。建築物等は広場、遊歩道で、周囲は新設のフェンスの計画です。譲受人は市内の〇〇で特別養護老人ホームの〇〇〇〇〇を開設以来、〇〇地内で介護老人保健施設や〇〇〇〇〇〇〇を開設し、また、市内各地にデイサービスセンターを開設しています。申請地につきましては、〇〇〇〇〇〇〇と駐車場の間にあります。リハビリテーション広場ということですが、介護利用者がウォーキングできるように整備したいとのことです。

議案番号5は、農地区分は2種農地、駐車場は10台分です。周囲は既設の石垣がございます。譲受人は平成19年から現在の〇〇〇地区内で主に通所介護事業高齢者向けのデイサービスを運営しています。事業拡大により、利用者送迎用車両、業務用車両、従業員車両置場が不足したため近隣である申請地に駐車場として利用したいとのことです。

議案番号6は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建てで、周囲は一部既設のコンクリートブロック土留とコンクリートブロック積フェンスがございます。

議案番号7は、農地区分は1種農地、農振除外は平成28年9月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造平屋建て、周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。譲受人は個人で〇〇〇〇〇〇〇を業として行っております。申請地は譲受人の自宅兼事務所のすぐ北側にあります。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建て、周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画がございます。

議案番号10は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル186枚、発電出力は100kwです。敷地拡張後の面積は1,716㎡です。路面施工は砕石仕上げ、周囲は新設

のフェンスの計画です。譲受人の法人はサービス付き高齢者住宅を運営しております。申請地の隣接地で既に太陽光発電事業を行っており、今回はその敷地拡張です。

議案番号11は、農地区分は1種農地です。農振除外は平成28年9月9日で、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ハです。建築物は鉄骨造2階建工場1棟、敷地拡張後の面積は18,541.68㎡です。周囲は新設のコンクリートブロック積フェンスと鉄筋コンクリート擁壁にフェンスの計画です。譲受人の法人は〇〇〇部品・〇〇〇〇部品を市内〇〇〇の工場で製造しておりますが、事業拡大を図るため、新たな工場を新設するため、工場隣接地の申請地を農地転用するものです。工場敷地と申請地の間には熊谷市の市道がありましたが、雑種地として譲受人に売り払いが済んでおります。

議案番号12は、農地区分は甲種農地です。農振除外は平成28年9月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号13は、農地区分は2種農地です。建築物は木造2階建、一部既設のコンクリートブロック土留がございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議 長 よろしいでしょうか。

特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地改良の届出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、施工業者、土質土量、目的を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案書資料、左側が案内図で、図面の中ほどの斜線が引いてあるところが今回の申請地です。中ほどに搬入土発生場所とある南側が申請者の自宅であります。右側が公図で、申請地の隣接地ですが、東側が水路、北側は申請者の所有する畑、南側が水路と宅地があります。こちらの道路から搬入する計画となっております。

工事計画書について、工事期間は30日間、工法は客土Aです。嵩上げ高は、現況面から50cm嵩上げするものです。隣接道路面から30cmほど上げます。発生場所は熊谷市中恩田〇〇〇番、熊谷市津田新田〇〇〇〇番、こちらは〇〇〇のストックヤードから搬入するものです。発生内容は中恩田〇〇〇番の申請人の妻が所有する土地にて、平成28年10月から平成29年3月まで、〇〇〇〇〇〇において福祉施設の新設工事を開始しておりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が工事を請け負います。この工事において発生した土、耕作に適した土を客土するものです。また、不足分については、耕作に適した土を〇〇〇〇〇〇が購入し客土する計画となっております。土質については、礫質土と赤土、それぞれ90m<sup>3</sup>で合計が180m<sup>3</sup>です。

被害防除につきましては、断面図、計画図がありますが、申請地と道路及び隣接地との間に素掘りの溝を掘り、申請地から雨水等の流出するのを防ぐものとし、盛土については道路への流出を防ぐため、のり面と平場を設ける計画です。平場等の設置については、農地改良の取扱いに関する要綱に基づいて計画されています。作付計画書ですが、作付品目は1年目、2年目、3年目とかぼちゃを作付する計画で、予定収穫量は50kgです。労働力は、申請者夫婦とその息子の3人です。搬入経路図ですが、図面の左側は福祉施設の建設工事を行っている場所から矢印のとおり搬入するものです。右側は〇〇〇のストックヤードからの土を図面のとおり搬入するものです。

議長

事務局の説明が終わりました。本案について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号農地改良の届出について、本案を原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は大変多く、議案番号563から777の215件であります。

まず、全体の説明ですが、総筆数は439筆、総面積は569,158.27㎡で、田は245筆417,612.55㎡、畑は194筆151,545.72㎡、賃貸借は238筆408,043.55㎡、使用貸借は201筆161,114.72㎡、設定の期間は、3年未満が7筆5,148㎡、3年以上6年未満が238筆281,179.27㎡、6年以上が194筆282,831㎡、設定の区分は、再設定の計画が185件378筆488,908.27㎡、新規の計画が30件、61筆80,250㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格者法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、107件で272,776.55㎡となっております。

次に農地所有適格者法人の借受けですが、20件で61,385㎡となっております。また、くまがや農協を利用した借り受けは23件で、101,419㎡となっております。

認定農業者である農業生産法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、137件で全体の約63.7%となります。

上記以外の担い手の借り受けは、65件で133,577.72㎡となっております。



〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長            それでは、議案番号５８８から５９１の案件について、質疑、意見等を求めます。  
                  質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長            特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第５号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号５８８から５９１について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長            挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。  
                  〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長            次に議案番号６９９については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、一時退席していただき、審議いたします。  
                  〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長            それでは、議案番号６９９の案件について、質疑、意見等を求めます。  
                  質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長            特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第５号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による



では、〇〇〇〇委員が受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長          それでは、議案番号760から763、772、773の6件  
                 について、質疑、意見等を求めます。  
                 質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長          特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたし  
                 ます。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
                 農用地利用集積計画についての議案番号760から763、77  
                 2、773の6件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手  
                 を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長          挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきも  
                 のと決しました。  
                 〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長          次に議案番号770、771については、〇〇〇〇委員が受人  
                 になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づ  
                 き議事参与の制限により、一時退席していただき、審議いたしま  
                 す。  
                 〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長          それでは、議案番号770、771の案件について、質疑、意  
                 見等を求めます。



質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号770、771について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。  
〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に、議案番号575、588から591、699、732、760から763、770から773以外の案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

茂木会長 議案番号602の受人である〇〇〇〇〇〇について、後で構成員等がわかれば教えていただきたいのですが、今直ぐわかりますか。

事務局 こちらは鴻巣市の法人でありまして、詳しいことについてはわかりませんので、調べて後日、報告させていただきたいと思います。

議 長 それではそのようにお願いいたします。  
他に質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号575、588か

ら591、699、732、760から763、770から773以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

議 長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋澤 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主事

樋口 祥平

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成28年10月27日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

---

議 長 森 宏 志

---

署名委員 閑 野 高 広

---

署名委員 福 田 正 八

---